

瀬谷区寄り添い型学習支援事業実施要綱

制 定 平成 28 年 5 月 1 日 瀬生支第 170 号 (区長決裁)
最近改正 令和 5 年 10 月 13 日 瀬生支第 989 号 (区長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱(平成 28 年 2 月 18 日制定)」(以下、「市要綱」という。)に基づき、瀬谷区寄り添い型学習支援事業の実施(高等学校等の定着支援及び中退防止に資する支援等を含む)に関し、必要な事項を定める。

(運営主体等)

第 2 条 本事業の運営については、市要綱第 3 条に定めるもののほか、生活保護世帯及び生活困窮状態にある世帯の子ども及び保護者への学習支援に関する知識と経験を有すると認められる法人(以下、「運営法人」という。)に委託して実施する。

2 本事業の運営にあたっては、瀬谷区と運営法人双方が互いに理解・尊重し、事業目的を共有しながら、協働で実施していくものとする。

(支援内容)

第 3 条 本事業による学習支援の内容は、市要綱第 7 条第 1 項に定めるものに加えて、勉強に向かう姿勢や社会性・コミュニケーション能力の向上及び将来への関心や自己肯定感を持つといった生きる力を身に付けるための講義等を実施する。なお、具体的な内容に関しては、区と運営法人と協議の上、実施するものとする。

2 市要綱第 7 条第 2 項を推進するため、概ね 15~18 歳のいわゆる「高校生世代」の者に対して、単なる居場所の提供のみや勉強を教えるのみではなく、高等学校等を卒業する必要性やそのメリットの意識付け及び子どもの高等学校等の卒業を目標としたきめ細かな支援(以下、定着支援等という。)並びに将来の進路の幅を広げるための講座の開催を実施する。なお、具体的な内容に関しては、瀬谷区の実情に応じて行うものとする。

(事業実施場所)

第 4 条 本事業の実施場所は、市要綱第 8 条第 2 項各号の要件を満たす公共施設の中で、対象者やボランティアの通いやすさ等の交通利便性や瀬谷区の地域特性、区と運営法人との連携のし易さ等を考慮して、福祉保健センター長(以下、「センター長」という。)が決定する。

2 個別学習支援と定着支援等を同日同時間帯で実施する場合は、原則として、別々の部屋を利用する。

(実施日時)

第 5 条 個別学習支援の実施日時は、原則として週 2 回、平日 18 時から 20 時までの 1 回あたり 2 時間を基本とし、区と運営法人と協議の上、センター長が決定する。

2 定着支援等の実施日時は、原則として週 1 回、平日 18 時から 20 時までの 1 回あたり 2 時間を基本とし、区と運営法人と協議の上、センター長が決定する。

(個人情報提供)

第6条 センター長は、運営法人が支援を行うのに必要な範囲で利用者に関する情報を提供するものとする。

(実績報告)

第7条 運営法人は、次の報告様式により、定められた期日までにセンター長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書 翌月8日まで
- (2) 事業完了報告書 事業完了後10日以内

(安全管理)

第8条 運営法人は、開設時間中、危険を防止する措置を講じなければならない。

- 2 運営法人は、事故等の発生時に迅速かつ的確に対処するとともに、センター長及び保護者に直ちに連絡しなければならない。
- 3 運営法人は、事故等が発生した場合、速やかに事故報告書によりセンター長に報告するとともに、再発防止に向けセンター長と協議を行い、対策を講じなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月13日から施行する。